

装管原第 2 8 6 号
2 7 . 1 0 . 1
一部改正 装管原第 5 8 6 8 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

調達事業部長 殿

調達管理部長
(公印省略)

予定価格算定における専用治工具等の価格の計算要領について (通知)

標記について、下記のとおり定めたので、これにより実施されたい。

記

(趣旨)

第 1 条 この要領は、防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令(平成 2 7 年防衛装備庁訓令第 3 5 号。以下「算定事務訓令」という。)第 2 6 条に基づき、専用治工具等の取得価格、残存価格及び残存価格率等の計算に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、算定事務訓令に定めるもののほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 除去基準 資産除去債務に関する会計基準(企業会計基準第 1 8 号。平成 2 0 年 3 月 3 1 日企業会計基準委員会)をいう。
- (2) 撤去費用 専用治工具等を廃棄するための切断、解体等に要する費用であって、原則として処分のために工場から搬出されるまでの費用(工場外への輸送費を除く。)をいう。
- (3) 処分費用 専用治工具等の廃棄に要する費用のうち、撤去費用以外の費用をいう。

(専用治工具等の価格の計算)

第3条 専用治工具等の価格は、次に掲げる計算式のいずれかにより計算するものとする。

(1) 専用治工具等の価格 = 取得価格 - 残存価格

(2) 専用治工具等の価格 = 取得価格 × (1 - 残存価格率)

(取得価格の計算)

第4条 専用治工具等が契約相手方で製作される場合は、その製造原価が当該契約相手方の専用治工具等に係る帳簿価格に計上されることから、当該製造原価を取得価格として適用する。

2 除去基準第4項の規定に基づき、契約相手方の事業基準により、専用治工具等の取得価格に撤去費用及び処分費用が含まれる場合は、当該撤去費用及び処分費用は取得価格に算入するものとする。

(残存価格及び残存価格率の計算)

第5条 残存価格は、対象となる専用治工具等の内容に応じて適当と認めて選定した見積資料、類似品の実績率（売却見込価格又は評価額（以下「売却額等」という。）を取得価格で除して得た値をいう。）又はその他の評価しうる額若しくは率（以下「実績率等」という。）により計算した売却額等から撤去費用を控除し計算するものとする。ただし、前条第2項に該当する場合は、当該撤去費用は控除しないものとする。

2 売却額等は、契約相手方の事業基準に係わらず直接費として計算するものとし、原則として計算時におけるスクラップ価格を適用する。ただし、将来における売却額等又は古物としての取引価格が見込める場合はこの限りではない。

3 売却額等の計算結果が0円（無価値）の場合で専用治工具等が法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）第13条第8項に規定する無形固定資産以外の場合は、当該売却額等を1円とみなす。

4 残存価格率は、実績率等を基準とする。ただし、取得価格に撤去費用及び処分費用が含まれている場合は、前条第2項に該当する場合を除き、取得価格から当該撤去費用及び処分費用を控除して計算するものとする。

5 撤去費用は、原則として計算時における価格とする。

(処分費用の計算)

第6条 専用治工具等の処分費用は、第4条第2項に該当する場合を除き、取得価格の計算とは別に実際に当該専用治工具等の廃棄が行われる時点で別途計算を行い、算定基準訓令第54条の規定に基づき、直接経費として計上することができる。

(雑則)

第7条 この通知の施行前に予定価格算定における専用治工具等の残存価格等に関する取扱いについて（装本原管第105号。18.7.31。以下「旧通達」という。）第2項を適用したものは、旧通達に基づき処置するものとする。

- 2 この通知の施行前に契約したもののうち、旧通達に基づき、既に専用治工具等の価格が確定済であるものについては、なお旧通達による。
- 3 この通知の施行前に契約したもののうち、予定価格算定における専用治工具等の価格の計算要領について（装本原管第3142号。22.8.11）に基づき、処置されたものについては、本要領に基づき処置されたものとみなす。
- 4 この通知の改正前に契約したもののうち、本要領の改正前の規定に基づき処置されたものについては、なお従前の例による。

写送付先：各地方防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、
宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官